

双葉町児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月13日

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町規則第11号

双葉町児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

双葉町児童手当事務取扱規則（平成24年双葉町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）」を削る。

第2条の見出し中「備え付けるべき帳簿等」を「記録・管理すべき情報」に改め、同条中「備える帳簿等」を「記録・管理すべき情報」に改め、同条第1号中「受給者台帳」を「受給者情報」に改め、同条第2号中「関係書類返却・保留カード」を「関係書類返却・保留情報」に改め、同条第3号中「受給資格調査員証交付簿」を「受給資格調査員証交付情報」に改め、同条第4号中「父母指定者管理台帳」を「父母指定者管理情報」に改める。

第3条中「省令」を「規則」に、「第1の3」を「第1条の3」に改める。

第4条から第9条までの規定中「省令」を「規則」に改める。

第10条中「省令」を「規則」に改め、「公簿等」の次に「（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）」を加える。

第11条中「省令第4条第1項の現況届の提出を受けたときは、次により処理するものとする。」を「規則第4条第1項の現況届の提出を受けたとき、又は同条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、当該届書の記載事項又は公募等によ

り確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書の記載事項又は公募等により確認した情報等をもって児童手当の認定を取り消し、第5号様式を用いて、支給事由消滅通知書を、当該現況届の提出をした者又は当該現況届の提出を省略させた者に通知すること。」に改め、同条各号を削る。

第12条中「省令第4条第3項」を「規則第4条第4項」に改める。

第13条第1項及び第2項並びに第14条中「省令」を「規則」に改める。

第15条第1項中「法第22条の2」を「法第20条」に改め、同条第2項中「省令」を「規則」に、「法第22条の3又は第22条の4」を「法第21条又は第22条」に改める。

第16条第1項中「法第22条の3」を「法第21条」に改め、同条第2項中「省令」を「規則」に、「法第22条の2」を「法第20条」に、「法第22条の4」を「法第22条」に改める。

第17条第1項中「法第22条の4」を「法第22条」に改め、同条第3項中「法第22条の2」を「法第20条」に、「法第22条の3」を「法第21条」に改める。

第18条第2項及び第3項を次のように改める。

2 児童手当の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、町が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、町長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りではない。

3 町長は、前項ただし書きの規定により口座振替の方法以外の方法により児童手当の支払を行う場合には、第12号様式による児童手当支払通知書により受給者に通知するものとする。

第1号様式から第13号様式を次のように改める。

第 年 月 号  
日

様

双葉町長 印

認 定  
児童手当 通知書  
認定請求却下

年 月 日付で請求のありました児童手当については、

とおり認定  
次の理由で請求を却下 しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に双葉町を被告として（訴訟において双葉町を代表する者は双葉町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

記

認 定 に 関 す る 事 項	
1. 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	(第3子以降) 人
	計 人
2. 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	(第3子以降) 円
	計 円
3. 支給開始年月	年 月から
4. 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由	( )
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由	( )
備考	

第2号様式

第 年 月 号 日

施設等の名称  
 施設等の種類  
 施設等所在地又は里親住所地  
 設置者等の氏名（法人名等） 様

双葉町長 印

児童手当 認定 通知書（施設等受給資格者用）  
 認定請求却下

年 月 日付で請求のありました児童手当については、  
 とおり認定 しましたので通知します。  
 次の 理由で請求を却下

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に福島県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に双葉町を被告として（訴訟において双葉町を代表する者は双葉町長となります。）提起することができます。

記

認定に関する事項							
1. 支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	計	人
(3歳未満)	人						
(3歳以上)	人						
計	人						
2. 手当月額	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	計	円
(3歳未満)	円						
(3歳以上)	円						
計	円						
3. 支給開始年月	年 月から						
4. 支給対象児童の氏名及び生年月日（※）							
5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由（※）							
（※）4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。							
認定請求却下に関する事項							
却下した理由 ( )							
備考							

第 年 月 号 日

様

双葉町長 印

額 改 定  
 児童手当 通知書  
 額改定請求却下

児童手当の額の改定については 請求、届出 により、次のとおり 改定  
 職 権 却下  
 しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に双葉町を被告として（訴訟において双葉町を代表する者は双葉町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1. 改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	(第3子以降) 人
	計 人
2. 改定後の手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	(第3子以降) 円
	計 円
3. 改定年月	年 月から
4. 改定（増・減額）の理由	( )
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ( )	
備 考	

第4号様式

第 年 月 日

施設等の名称  
施設等の種類  
施設等所在地又は里親住所地  
設置者等の氏名（法人名等） 様

双葉町長 印

額 改 定 通知書（施設等受給者用）  
児童手当 額改定請求却下

児童手当の額の改定については 請求、届出 により、次のとおり  
職 権

改定

しましたので通知します。

却下

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に福島県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に双葉町を被告として（訴訟において双葉町を代表する者は双葉町長となります。）提起することができます。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項

1. 改定後の支給対象児童数

(3歳未満)	人
(3歳以上)	人
計	人

2. 改定後の手当月額

(3歳未満)	円
(3歳以上)	円
計	円

3. 改定年月 年 月から

4. 増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）

5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）

（※）4、5については、この通知書の別紙をご確認ください

額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項

却下した理由

( )

備考

第5号様式

第 年 月 号  
日

様

双葉町長 印

### 児童手当支給事由消滅通知書

次のとおり、児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に双葉町を被告として（訴訟において双葉町を代表する者は双葉町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

#### 記

1. 消滅した日 年 月 日

2. 消滅の理由

第6号様式

第 年 月 日

施設等の名称  
施設等の種類  
施設等所在地又は里親住所地  
設置者等の氏名（法人名等） 様

双葉町長 印

児童手当 支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に福島県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に双葉町を被告として（訴訟において双葉町を代表する者は双葉町長となります。）提起することができます。

記

1. 消滅した日 年 月 日

2. 消滅の理由

様

双葉町長 印

支給決定  
未支払児童手当 通知書  
請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給に  
支給することに決定  
ついては、次のとおり しましたので通知します。  
請 求 を 却 下

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3  
か月以内に福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分について  
は、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に双  
葉町を被告として（訴訟において双葉町を代表する者は双葉町長となります。）、処  
分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、  
処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日か  
ら起算して6か月以内に提起することができます。

記

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

第8号様式

第 年 月 日 号

施設等の名称  
施設等の種類  
施設等所在地又は里親住所地  
設置者等の氏名（法人名等） 様

双葉町長 印

支給決定  
未支払児童手当 通知書（施設等受給資格者用）  
請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給

支給することに決定  
については、次のとおり しましたので通知します。  
請 求 を 却 下

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に双葉町を被告として（訴訟において双葉町を代表する者は双葉町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

記

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

## 児童手当に係る寄附受領証明書

住所（法人の主たる事務所の所在地）

氏名（法人名等）

金

円也

児童手当法第8条第4項の規定に基づき、  
年 月 日に支払われた児童手当のうち、上記の額を、同法第20条第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 月 日

双葉町長

印

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

第10号様式

第 年 月 日  
年 月 日

住所（法人の主たる事務所の所在地）  
氏名（法人名等） 様

双葉町長 印

児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書

第1項

児童手当法第21条 の規定に基づく申出のあった費用について、

第2項

下記のとおり、児童手当から徴収する（支払う）ことといたしますので通知します。

記

徴収（支払）の内容

児童の氏名	児童手当等から徴収する（支払う）費用	徴収期間	備考

第 1 1 号様式

第 年 月 日

住所（法人の主たる事務所の所在地）  
氏名（法人名等） 様

双葉町長 印

### 保育料特別徴収通知書

児童手当法第 2 2 条の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

#### 記

#### 1. 対象児童

児童の氏名

#### 2. 徴収内容

児童手当等支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年 月分	円 ( 月分保育料)	
年 月分	円 ( 月分保育料)	
年 月分	円 ( 月分保育料)	
年 月分	円 ( 月分保育料)	

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に福島県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内に双葉町を被告として（訴訟において双葉町を代表する者は双葉町長となります。）提起することができます。

第12号様式

第 年 月 号  
日

様

双葉町長 印

### 児童手当支払通知書

児童手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって当所でお受けとりください。本人が来所できず代理人が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。

なお、児童手当法第21条第1項又は第2項に規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び同法第22条の規定に基づき、児童福祉法第56条第2項の規定により徴収される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

### 記

1. 支払期間 年 月分から

年 月分まで

2. 支払金額

円

3. 支払日 年 月 日

様

双葉町長 印

児童手当支払差止通知書

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に福島県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に双葉町を被告として（訴訟において双葉町を代表する者は双葉町長となります。）提起することができます。

記

支払差止の内容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年10月1日から施行する。